
不動産公売（期日入札）のお知らせ

公 売 日 時	令和 8 年 2 月 13 日（金）	
	入札時間	午後 2 : 0 0 ～ 午後 2 : 1 5
	開 札	午後 2 : 1 6
公 売 会 場	岡崎市役所 東庁舎 6 階 601 号室 午後 1 : 3 0 よりご入場いただけます	
売却決定日時	令和 8 年 3 月 6 日（金）	午前 1 0 : 0 0
買受代金納付期限		午後 2 : 3 0

*****公売情報ホームページ*****

岡崎市ホームページ

<https://www.city.okazaki.lg.jp>

岡 崎 市

入札される方へ

- 1 公売財産の明細は、岡崎市役所掲示板に掲示してある「公売公告」を御覧ください。
- 2 入札に際しては、あらかじめ公売財産を確認し、登記簿を閲覧するなどした上で、入札してください。
- 3 入札の手続などは、4 ページ以降の「公売のしおり」を御覧ください。
- 4 入札当日には、次のものがが必要です
 - (1) 印鑑
個人で入札される方は認印、法人で入札される場合は代表者印、そして、代理人により入札される方は代理人の認印を御持参ください。
 - (2) 代理人が入札する場合は、委任状（委任者の印鑑証明書を添付したもの）を御持参ください。委任状の書式は別紙1のとおりです。
 - (3) 法人で入札する場合で、代表権限のない方が法人名で入札する場合は、代理人による入札にあたりますので、委任状が必要となります。この場合においては、委任状に代表者印の印鑑証明書を添付してください。
 - (4) 共同で入札する場合は、共同入札者全員の氏名、住所、各共同入札者の持分などを記入した共同入札者持分内訳書を提出してください。共同入札者持分内訳書の書式は別紙2のとおりです。
 - (5) 入札される方（その方が法人である場合には、その役員）が暴力団員等に該当しない旨、自己の計算において入札をさせようとされる方（その方が法人である場合には、その役員）が暴力団員等に該当しない旨の陳述書を提出してください。
※暴力団員等とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
なお入札される方又は自己の計算において入札される方が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者である場合は、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを陳述書と合わせて提出してください。陳述書（個人）の書式は別紙3、陳述書（法人）の書式は別紙4、のとおりです。
 - (6) 入札に参加するには、岡崎市農業委員会が発行した買受適格証明書を呈示又は提出してください。
- 5 本誌に掲載されている公売財産は直前に公売を中止にする場合がありますので、入

札前に公売中止の有無をお問い合わせください。

問合せ先 〒 4 4 4 - 8 6 0 1
岡崎市十王町二丁目 9 番地
岡崎市財務部納税課（東庁舎 3 階） 市税特別対策係
電話 0 5 6 4 - 2 3 - 6 1 2 4

公売のしおり

公売の手続については、次に掲げる取扱手続によって行われますので、公売財産を買受けようとする方は、これらの事項を十分御承知のうえ公売に参加してください。

1 公売参加の制限

買受人についての資格その他の条件は公売公告をご覧ください。

2 入札

入札者は、所定の入札書により入札してください。（入札書は、公売当日、公売会場でお渡しします。） 入札書には楷書で字体を鮮明に記載し、金額はアラビア数字を用い、その数字の直前に「¥」又は「金」を記入してください。また、訂正したり抹消したりしないでください。もし、書き損じたときは新たな入札書を使用してください。代理人が入札する場合には、代理権限を証する委任状を提出してください。

3 開札の方法

入札書は、入札者の面前で開札します。ただし、入札者又はその代理人が開札の場所にいないときは、当市役所の所属の他の職員を立ち会わせて開札します。

4 最高価申込者の決定

最高価申込者の決定は、公売財産の売却区分ごとに、入札書の「入札価額」欄に記載された金額が見積価額以上で、かつ、最高の価額である者に対して行います。

5 次順位買受申込者の決定

最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上）の入札者から、次順位による買受けの申込みがある時は、その者を次順位買受申込者と決定します。

6 再度入札

開札の結果、入札者がいないとき又は入札価額が見積価額に達した入札者がいないときは、直ちに再度入札をすることがあります。

7 追加入札

開札の結果、最高価申込者となるべき者が2人以上ある場合は、その入札者間で追加入札を行って最高価申込者を決定します。追加入札の価額がなお同価額のときは、抽選で最高価申込者を決定します。なお、追加入札の価額は、当初の入札価額以上であることを要します。

8 売却決定

売却決定は、公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して行います。

なお、次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。

9 買受代金の納付

買受人は、売却決定を受けた後、公売公告に記載した納付期日までに、買受代金の全額を直接持参又は振込のいずれかの方法で、一括納付してください。

所定の期日までに代金を納付しない場合には、売却決定を取り消すことがあります。

10 権利移転及び危険負担の時期

原則として、買受人が売却決定に基づく買受代金を全額納付したときに、公売財産を取得します。

公売財産の権利移転に伴う危険負担は、原則として、売却決定に基づく買受代金が全額納付されたときに買受人に移転します。したがって買受代金の納付後に生じた公売財産のき損、焼失等による損害は買受人の負担となります。

ただし、農地の場合は、農業委員会の許可などを受けるまで、権利移転の効力は生じません。

11 権利移転に伴う費用及び手続

公売財産の権利移転に伴う費用は買受人の負担となります。

公売財産について、権利移転のための登記は買受人の請求により市長が行いますので、買受人は買受代金納付の際に登録免許税額に相当する印紙または登録免許税納付済領収証書を提出してください。

12 公売の取消し

公売財産の買受代金を買受人が納付する時までに納税者が滞納金を完納したときは公売を取消します。

13 売却決定の取消し

次に掲げる場合は、売却決定を取り消します。

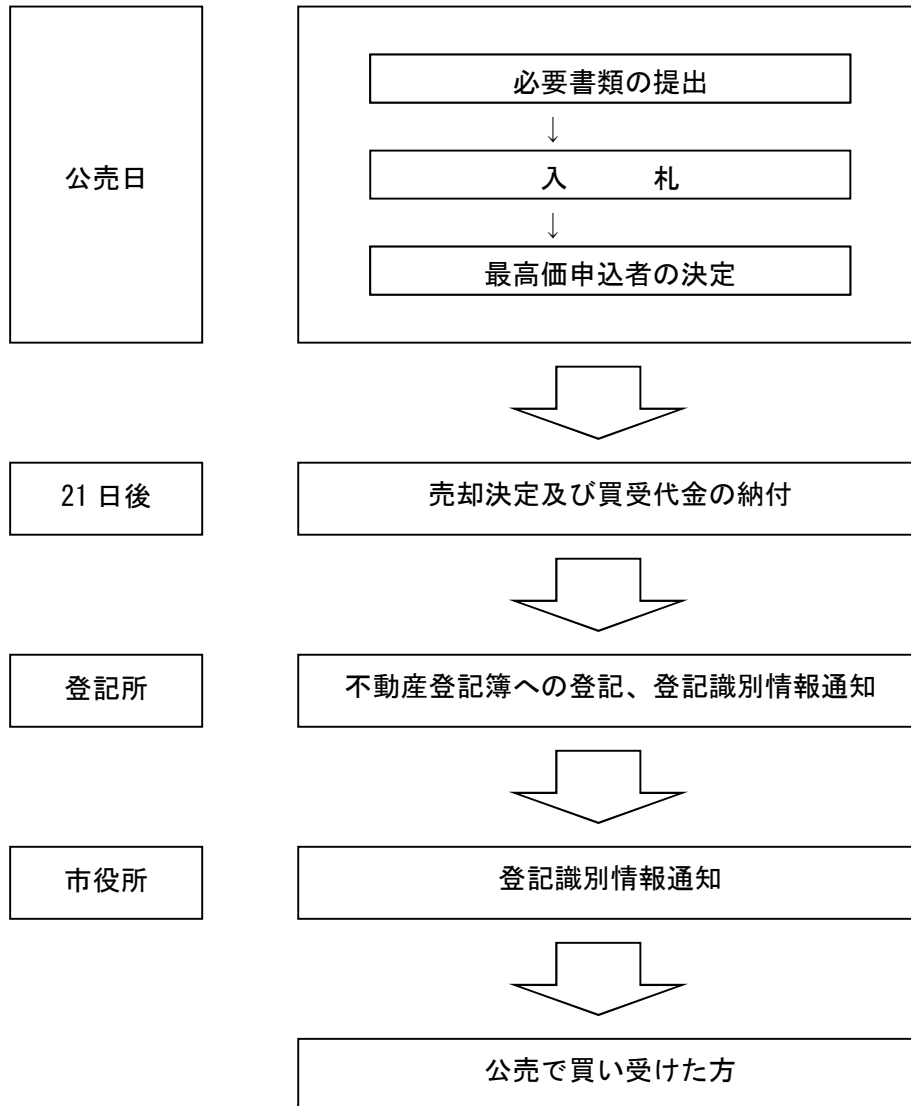
- (1) 公売財産に係る市税の完納の事実が買受人の買受代金納付前に証明されたとき
- (2) 買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しないとき
- (3) 国税徴収法第108条第2項の規定に該当したとき

14 不動産の引渡しの方法

岡崎市は不動産の直接の引渡しは行いません。占有者等がいる場合、買受財産の明渡し請求等は買受人が行うことになります。

不動産公売の手順

不動産の公売はおおむね次のような手順で行います。



公売財産の表示

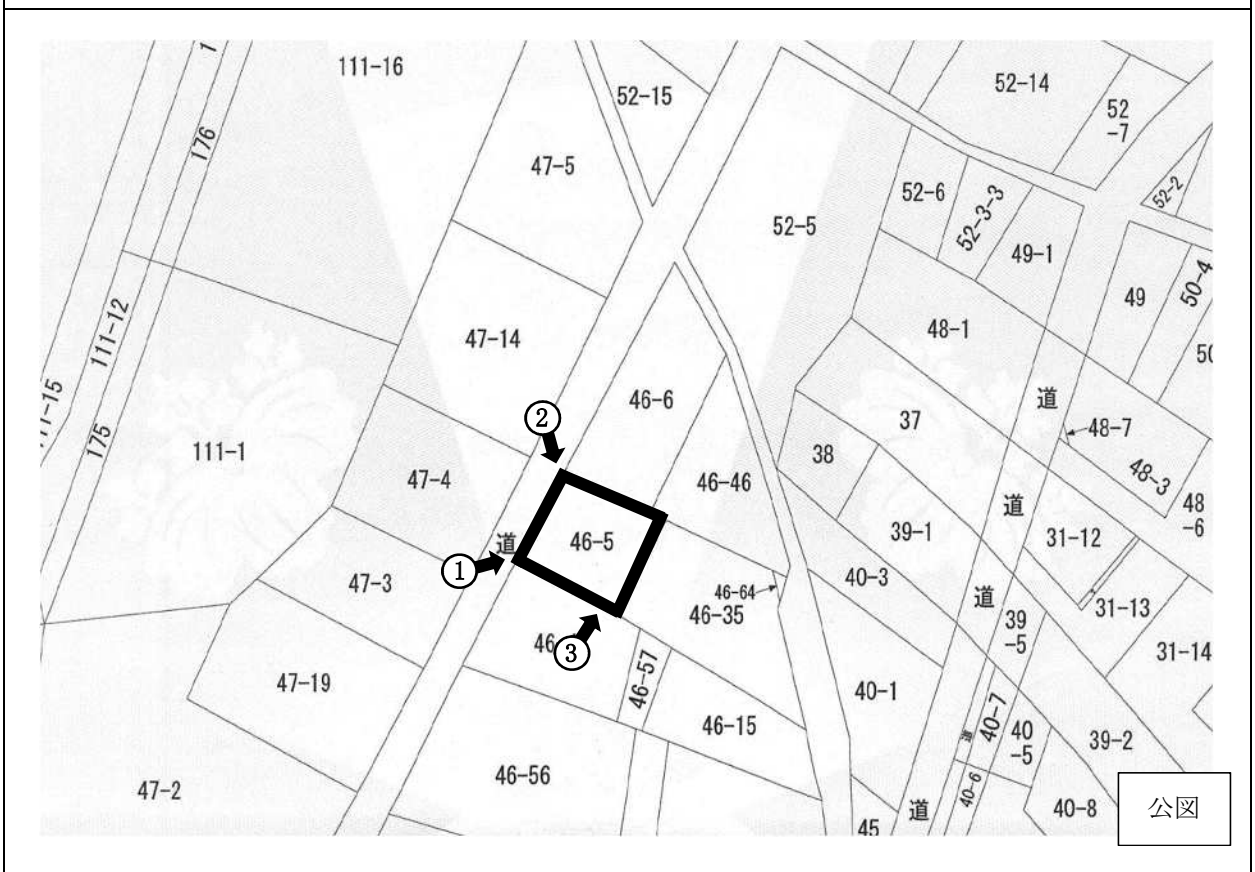
売却区分番号	1	見積価額（最低入札価額）	267,000 円
財産の表示	土地の表示 所在 岡崎市細川町字長原 地番 4 6 番 5 地目 畑 地積 1 2 8 m ²		
公法上の規制	都市計画区域 市街化調整区域 用途地域 —		
交通・最寄駅	愛知環状鉄道「大門駅」北東約 5.9 キロメートル		
接道状況	北東側幅員約 3.5m舗装市道 等高に接面		
地盤・地勢	概ね平坦ですが、東側 4 割程が傾斜しています。		
公売に関する一般的な事項	1 土地の地目・地積及び建物の種類・構造・床面積は登記事項証明書によります。 2 公売財産については、あらかじめその現状及び関係公簿等を確認してください。 3 掲載している図面及び写真は、岡崎市職員が作製及び撮影をしており、正確な内容を保証するものではありません。現状と異なる場合は、現状を優先します。 4 公売財産内に存在する動産類については、買受人の責任により適法に処分等する必要があります。 5 土壌汚染やアスベスト等に関する専門的な調査は行っておりません。 6 農地法の適用を受けるため、公売に参加するには、岡崎市農業委員会が発行する買受適格証明書が必要です。事前に買受適格証明書の交付を受けた方のみ入札に参加できます。買受適格証明書の発行までには日数を要しますのでご注意ください。詳細は岡崎市農業委員会に確認してください。 農業委員会への調査では、令和 7 年 11 月 21 日時点で、現状は非農地ですが転用許可はありません。また、原状回復命令が発せられる見込みはありません。なお、農業振興地域の整備に関する法律に係る規制地域には該当しません。 7 その他公法上の規制等については入札者が確認してください。 8 公売財産の権利移転の時期は、買受人が買受代金の全額を納付した時です。		

	公売財産の権利移転に伴う危険負担移転の時期は、買受代金が全額納付された時です。したがって、その後に発生した財産のき損、盗難及び焼失等による損害の負担は、買受人が負うことになります。 ただし、農地の場合は、農業委員会の許可などを受けるまで、権利移転の効力は生じません。 9 執行機関は買受人に対して公売財産の引渡しを行いません。また執行機関は公売財産について種類又は品質の不適合による担保責任等を負いません。隣地との境界確定は、買受人と隣地所有者との間で行ってください。 10 公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税等）は、買受人の負担となります。 11 公売財産に係る市税の完納の事実が買受人の買受代金の納付前に証明されたときは、その売却決定を取り消します。 12 公売は、事情により中止する場合があります。
--	--

所在地①



所在地②



写真①



写真上の境界線はおおよその目安です。

写真②



写真上の境界線はおおよその目安です。

写真③

